

改正後	改正前
(別紙1－6)	(別紙1－6)
第1 略	第1 略
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
1 長崎県するめいか漁業	1 長崎県するめいか漁業
(1) 当該知事管理区分を構成する事項	(1) 当該知事管理区分を構成する事項
① 略	① 略
② 対象とする漁業	② 対象とする漁業
ア 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）	長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）
イ <u>試験研究調査（長崎県知事への届出により実施する長崎県総合水産試験場の試験研究調査）</u>	
③ 略	③ 略
(2) 漁獲量の管理の手法等	(2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、 <u>漁獲量の総量の管理</u> とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。	当該知事管理区分における管理の手法は、 <u>現行の水準以上に漁獲量を増加させない</u> 管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
① <u>当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</u> 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
② <u>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）</u> 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）	
第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
1 全量を長崎県するめいか漁業に配分する。	全量を長崎県するめいか漁業に配分する。
2 <u>大臣管理区分や他の都道府県との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本県に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を長崎県するめいか漁業から加除する。</u>	
3 <u>県は、知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。</u>	

<p>第4 略</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか</p> <p><u>否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p>	<p>第4 略</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p><u>なし</u></p>
--	--